

「安政の大獄」と「桜田門外の変」

①

安政の大獄

A1 開国勅許願に対する勅答

墨夷の事

神州の大患、國家の安危に

係り、誠不容易、奉始

神宮、御代々へ被為對、恐多

被思食、東照宮已來の

良法を變革の儀は、闔國

人心の歸向にも相拘、永世安全

難量、深被惱

叡慮候、尤往年下田開港の

條約不容易の上、今度仮條約  
の趣にては

御國威難立被思食候、

且諸臣群議にも、今度の条々

殊に

御國体に拘り、後患難測の由

言上候、猶三家以下、諸大名へも

被下台命、再應衆議

の上、可有言上被

仰出候事

②

A2 島津斉彬書状

四月五日付 書簡

一筆申入候、愈無異

珍重存候、當地湯

治中、何も静謐にて

候、扱は堀田も未だ

歸府無之よし、當

地風説にては色々と

六ヶしく被仰出候て

堀田當惑の様子に

相聞え申候、當時に

相成、必勝の見込み無

之、無謀に争端を被開

申候ては、弥以御恥辱

差見え候様に存申候、

天神下にては公辺の事

取かざり申候様被存候、

猶亦所々承り合せ

可然と存申候

(後略)

四月十八日付 書簡

一筆申入候、愈無事珍

重存候、然ば別紙写

の通、才輔より申來候間

定て堀田も歸府大評

儀と被存候、何分當時

手強き御返事は誠に

後患の基ひ、不容易

事と存申候、天神下

其外の様子、早々可

申越候、萬一御破談の  
節は何時争乱可 《右下へ》

差起も難計候間、此上

勅命にては致かた無之

候間、自国の固め第一にて、

手後れに相成候ては不

可然事ゆへ、臺場大砲

其外手當一日も早く

取計候外は無之と存

候間、追々申談じ、手當

可致治定に候、先第一

兵糧・硝石の手當申付  
(後略)

③

A3 攘夷を迫る水戸斉昭の書状

魯・墨而夷より書付指出候由、

何事を申上候哉は不相知候へ共、若仮條約

御取極の義願出候にも可有之哉、万に一

京師御伺済に無之、関東限りに御決

にも相成候ては、東照宮御初御代々

天朝御尊崇の御大義、今日に至り

御欠き被遊候事に相成、御忠孝に御違ひ

被遊候へば、随(随)て天下の人心も居合不

申は揣見にて、且如何様

御逆鱗被為在間敷とも難申、至て

御大切の義と奉存候間、弥條約御取

極の義にも有之候は、是非大老・老中

の内、速に上京、

叡慮為御伺に相成候様にと奉存候、扨  
又條約中、五畿内近く不入様、ミニストル  
指置、直交易不致様、開き候港の外  
無限遊歩不致様、切支丹寺建立不致  
様、此義は後患眼前に候へば、御断相成  
其他無御據は為御濟御座候様致度

④ それにて承知不致候はゞ、十五年とか廿年  
とか、人心居合候迄、御延しの義、夷狄  
へも御諭し、

京師へも御申上に相成、御聞濟の上  
御取極に相成候様仕度奉存候、何れの  
道、御伺に不相成、為御濟にては、御違  
勅と申に相成、三家共に至迄深く恐入  
奉存候間、くれぐれも早々、大老・老中の内  
発足

叡慮為御伺に相成候様仕度、彼よりは何程  
火急に申立候共、

京師御伺に相成間、承伏不致事も  
有之間敷哉、尤各方にて御如才は有之間  
敷存候へ共、痛心の餘り不取敢此段

申遣候也

六月廿一日

水戸隠士

井伊掃部頭殿 御初

#### 勅諭の写

⑤ A4 水戸家への勅諭（戊午の密勅）

勅諭の趣、被

仰進候、右は国家大事は

勿論、徳川家御扶筋思召候間、會儀

在之、御安全候様可有勅考旨、以

出格思召被仰出候間、猶同列方と三

卿・家門の衆以上隠居到迄、列藩

一同をも御趣意相心得候様、向々へも

傳達可有之様被付仰候、以上

一 先般墨夷仮條約無余儀次第

にて、於加奈川調印、使節へ被仰候儀、

⑥

尚亦委細、問部下総守被為上京、言上

候趣に候得共、先達て勅答、諸大名

衆儀被聞召度被仰出候、詮も無之、

誠皇國重大の儀、調印後（言上）

大樹公叡慮御窺御趣意も不相

立、尤勅答次第に相背、輕率の取計、

大樹公賢明の處、有司心得如何と

御不審被思召、右様の次第にては、蛮夷

の儀は暫差置方、今御国内の

治乱如何と更深被惱叡慮候、何卒

⑦

公武御実情被尽御合体、永久安

全の様にて被仰出候處、水戸・尾張両家

慎中の趣被聞召、且亦其餘家（宗）室の向にも同様御沙汰の由、右は何等の罪状に哉、難取計候得ども、柳宮羽翼向々、當今外夷入津、追々不易の時節、既に人心の帰向にも可相拘、旁被悩宸襟候、兼て三家以下諸大名、衆議被聞召度仰出は、全永世安全、公武御合体にて、被安

⑧

叡慮候様被思召候儀、（外）虜計の儀にも無之、内憂有之候ては、殊更に被悩宸襟候、彼是国家の大事候間、大老・閤老其他、三家・三卿・家門列藩・外様・普（譜）代とも、一同群議評定有之、誠忠心を以、得と相正し、国内治乱無之様、治平、公武御合体、弥長久候様、徳川家を扶筋在之内を整、外夷侮を不受候様にと被思召、早々可致商儀勅諭候事

午八月八日 （後略）

- 近衛 左大臣殿
- 一條 内大臣殿
- 三條 前内大臣殿
- 儀奏
- 久我 右大将殿
- 徳大寺 大納言殿
- 中山 大納言殿
- 坊城 大納言殿

正親町三條大納言殿  
傳奏  
廣橋 大納言殿  
万里小路大納言殿  
八十三人の内  
大炊御門大納言殿  
千種 三位殿  
大原 三位殿

⑨

A5 水戸藩関係者の処分（安政の大獄のはじまり）  
封廻状并書付写

八月廿七日 封廻状

- 水戸家家老
- 安嶋 帯刀
- 同家来
- 茅野伊豫之助
- 同吉左衛門倅
- 鶴飼 幸吉
- 同
- 同 鶴飼吉左衛門
- 死罪
- 同
- 同 鮎澤 伊太夫
- 同 鷹司殿家来
- 同 小林民部権太夫
- 同 烏丸下長者町上る町
- 同 芳兵衛借家儒医
- 切腹
- 死罪
- 獄門
- 遠嶋

中追放 池内 大学

近衛殿老女

押込 村岡

右於評定所、松平伯耆守・久貝因幡守・石谷  
因幡守・池田播磨守・松平久之丞立會、伯耆守・  
因幡守・播摩(磨)守申渡之

水戸殿家老

中山備前守

名代

其方儀、家柄をも相弁、兼々厚心得方も可有

⑩ の処、此度、前中納言殿御心得違より、御家来共

不容易企に及び候段、被附置候諭も無之、不

行届の至被 思召候、依之急度も可被

仰付候処、未若年の儀、別段の御憐愍を以差扣

被 仰付之

右、和泉守殿御宅において、御老中御列座、御同人被 仰渡之

御作事奉行

岩瀬肥後守

名代

御軍艦奉行

永井玄蕃守

名代

思召有之、御役 御免、部屋住御切米被

召上、差扣被 仰付之

西丸御留守居

川路左衛門尉

名代

思召有之、御役 御免、隠居被 仰付差扣可有被(之力)候

御小姓組

仙石右近組

川路左太郎

名代

祖父左衛門尉儀、思召有之、御役 御免差扣

隠居被 仰付候、家督無相違其方へ被下之、

右、長門守殿御宅において若年寄衆出座、御同人

被 仰渡之

⑪

書付

八月廿九日 御書付

徳川刑部殿御事、思召 御旨有之候に付きよし

御隠居、御慎被 仰出、只今迄の御領知其俣、并

御附人・御抱人のも共も一ツ橋附にて被

仰出候間、其段向々へ可被達候

八月

水戸前中納言殿御事、国家の御為筋

の儀被仰立候、御當然の儀に候得共、御建白の

次第、御取用無之迎、御家来の者を以、御見込

の筋、品々京都へ被仰遣、加之 御養君の儀に

付ても、軽きもの共、宮・堂上方を取結び候始末、

関東御暴政の筋に申成し、人心惑乱致させ

讒奏<sup>ざんそう</sup>ケ間敷事より、終に重き

勅定を輕輩<sup>りんじ</sup>の手に為取扱、且倫旨<sup>りんじ</sup>を

懇願等に及び候段、公武の御確執、国家の

大事を醸<sup>かもし</sup>候筋にて、不容易儀、仮令<sup>たとえ</sup>御家来の

もの共御内存を察し、私<sup>わたくし</sup>に周旋致し候儀に

候共、素<sup>もとより</sup>御心得方不宜より右躰の次第に至り

被對公儀、御後闇御仕置に候、仍之急度も可被

仰出候處、今度重御法會も被為濟候に付、

格別の思召を以、水戸表へ永く御蟄居被

仰出候

⑫

一 水戸中納言殿御事、前中納言殿、京都へ輕々<sup>けいけい</sup>

御内通被有之候より、御家来のもの共、御意向

相察、不容易企に及び候次第、被對

公儀総て 御後闇儀にも有之、御父子の御間柄

無御據儀とは乍申、御取計方も可有之處、其儀

無之、然ては御家来のもの共嚴重取締り

可有之筈の處、無其儀、剩御家来末々の者

迄、多人数出張いたし、右の御取鎮方等も御不

行届の至に付、急度も可被仰出處、是迄追々

御配慮も被有之候上の事にて、御慎實止事

を不被得候場合に相成候、仍之格別の

思召を以御差扣可被有之旨被 仰出候

右の趣夫々へ可被達候

八月

安藤對馬守

當分の内、水戸中納言殿方へ相越、用向取扱  
候様被仰付候

右の趣、為心得、無急度申成置候よし

⑬

A 6 越前藩土橋本左内、獄中からの書簡

内々拜啓仕候、先以

奉恐悦候、隨て奉賀候、然ば私義

昨日揚屋入被仰付、誠以驚惑の

至、御推察可被下候、乍去諸事都合宜

是迄同所に被居候人々格別親切に

被致呉、何も指支は無御座候間、此處は

聊御安心可被下候、扨右に付、甚奉申上

兼候義には候へ共、同所には從來の定めも

有之、新參にては諸事困難の事のみ

の由候へ共、私義は格別の取成しに相成候

事にて故、右には金子指出不申候半ては

行々只今の取扱には不相成由、勝野

杯も態々<sup>わざわざ</sup>教へ呉候間、何卒今日、此者へ

十五圓か又は十二圓ほど位、御勘弁、出

来候丈御渡し被下候様奉希上候、尤右様

為し置候へば、已後極内々、使も被指上候て

萬端都合宜御座候事に御座候」

此後は如何の次第に相運候哉は不被

計候へ共、矢張此迄の御尋のみにて

只重々私身の上へ負候様相成事に

御座候、さぞぞ嘸々

両邸御静謐の處、奉專祈居候、兼々

御世話被下候方へ宜御申可被下候、右為可

得御意、草々如此に御座候、已上

十月三日

左内

甚十郎様

甚十郎様、先年御召

遣の者、此中に居候故、夫を

使にいたし申候に付、認申候

勘 蔵様

御覽後は必御火中奉願候